

平成二十三年政令第三百八号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令

内閣は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第八項、第二十三条、第二十六条第一項及び附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公務員の範囲）

第一条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十六条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第四号の五に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号又は第四号の二に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。

2 法第十六条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる者とする。

（交付金の交付の時期）

第二条 法第十八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付するものとする。

（旧児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条 法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる旧児童手当法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の見出し、同条第二項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十一条第二項	児童手当	児童手当相当給付
第十八条第一項	第二十条第一項各号	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項各号
第十八条第三項第二号	同項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項
第十八条第三項第一号及び第五項	前条第一項 第七条	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十六条第一項 平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第六号

第十八条第五項	その年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）	平成二十四年三月までの間
第二十一条第二項及び第三項	請求をした際（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）	平成二十三年度
第二十一条第二項	当該年度	同年度
第二十一条第三項	当該年度の前年度の事業費充千分の〇・二を標準として	
第二十一条第三項	当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年の各年度における事業費充当額相当率を勘案して	
第二十二条第一項、第二項、第六項、第九項及び第十項、第二十三条第三項並びに第二十四条の二	児童手当の支給を受ける権利	拠出金
第二十三条第一項	児童手当の支給を受ける権利	拠出金
第二十四条	この法律	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項若しくは第五項の規定により適用するこの法律
第二十四条の二	第二十二條第二項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十二條第二項
第二十五条	児童手当の支給に関する処分	拠出金
第三十条	この法律	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用するこの法律
第四條	法第二十条第二項又は第四項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる旧児童手当法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
附則第四條第二項、第六條第二項、第七條から第九條第七項まで（第十八條第一項及び第五項を除く）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び	第十八條第二項及び第三項並びに	



第七條の八第一項及び第七條の九	第七條の二各号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七條の二各号
第七條の七	法第二十二條第四項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項若しくは第五項の規定により適用する法第二十二條第四項
第七條の八第二項	第七條の二第二四号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七條の二第二四号
	法第二十二條第六項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第六項
	第七條の十一	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七條の十一
第七條の十	第七條の八第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六條の規定により適用する第七條の八第一項
第七條の十二	法第二十二條第八項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第八項
	児童手当法第二十二條第八項	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十二條第八項
	児童手当法施行令第七條の十二	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第七條の十二
第八條（見出しを含む。）及び第九條	法第二十二條第九項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第九項
第八條	及び法第二十二條第一項第三号及び第四号	及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第一項第三号及び第四号
第九條第一項	法第二十二條第一項第二号から第四号まで	法第二十二條平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二條第一項第二号から第四号まで

**（保育の事業の実施に要する経費）**

**第七條** 法第二十三條第一号に規定する保育の事業の実施に要する経費とは、次に掲げる事業の実施に要する経費をいうものとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第九項に規定する家庭的保育事業のうち、同一の場所において複数の家庭的保育者（同項に規定する家庭的保育者をいう。）により行う保育の実施の事業
- 二 児童福祉法第五十九條の二第一項に規定する施設であつて、その設備又は運営が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第十三條の規定による改正前の児童福祉法第四十五條の最低基準を満たすものその他厚生労働省令で定めるものが行う保育の実施の事業

**（保育料の特別徴収）**

**第八條** 法第二十六條第一項の規定により徴収することができる法第二十五條第一項に規定する保育料（以下この条において「保育料」という。）は、平成二十三年十月から平成二十四年三月までの間に行われる保育に係る保育料とする。

**附 則 抄**

**（施行期日）**

**第一條** この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

**（法附則第三條に規定する者に関する経過措置）**

**第二條** 法附則第三條に規定する者のうち平成二十四年九月三十日までの間に法第六條第一項又は第二項の規定による認定の請求をしたものに係る法第二十二條第一項、第三項又は第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八條第一項又は第二項の規定による費用の負担については、同条第五項の規定にかかわらず、法の施行の日の属する月から同年三月までの間（法附則第三條第二号又は第三号に掲げる者にあつては、その者が子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から同年三月までの間）は、法第六條第一項又は第二項の規定による認定の請求をした際における法第十八條第一項第一号に規定する被用者又は同項第二号に規定する被用者等でない者の区分による。

**附 則 （平成二十四年三月三十一日政令第一一三号） 抄**

**（施行期日）**

**第一條** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。